



(仮称)

北海道国土利用計画・土地利用基本計画
— 第6次 — 素案

令和6年8月

北 海 道

目 次

はじめに	1
（１）計画の趣旨・背景	1
（２）計画の目標年次	1
1 国土の利用・管理に関する基本構想	2
（１）国土の状況	2
（２）国土利用の基本方針	2
（３）地域類型別及び連携地域別の国土利用の基本方向	10
（４）利用区分別の国土利用の基本方向	14
2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	19
（１）国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	19
（２）地域別の概要	21
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	24
（１）土地利用関連法制等の適切な運用	24
（２）土地の有効利用・転換の適正化	24
（３）国土の保全と安全性の確保	26
（４）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	27
（５）持続可能な国土管理	29
（６）多様な主体による国土利用・管理の推進	30
（７）国土に関する調査の推進	30
（８）北方領土対策の推進	31
（９）計画の推進	31
4 土地利用の原則及び調整	31
（１）五地域区分の設定	31
（２）土地利用の原則	32
（３）五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	36
（４）水資源保全地域の土地利用	38
5 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	38
（参考１）土地利用基本計画図地域区分別面積	39
（参考２）水資源保全地域の指定状況等	41
用語解説	42

はじめに

(1) 計画の趣旨・背景

道では、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 7 条の規定に基づき、北海道の区域について定める国土（以下「国土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画として、平成 29 年（2017 年）3 月に「国土利用計画（北海道計画）－第 5 次－」を策定し、平成 30 年（2018 年）3 月、同法第 9 条の規定に基づき、国土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、「国土利用計画（全国計画）」（以下「全国計画」という。）及び「国土利用計画（北海道計画）」（以下「北海道計画」という。）を基本として、「北海道土地利用基本計画－第 5 次－」を策定し、国土の適切な利用を進めてきました。

北海道計画は、全国計画及び道内の市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに、同法第 4 条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び北海道土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）の基本となるものです。

基本計画は、同法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制、その他の措置を実施するにあたっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「*個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。

北海道計画及び基本計画は、北海道行政基本条例に基づき、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すこととされている「北海道総合計画」の*特定分野別計画として位置付けられています。

今般、北海道計画及び基本計画の基本となる全国計画と北海道総合計画が策定されたことから、新たな計画を策定することとしました。

計画の策定にあたっては、これまで北海道計画と基本計画とをそれぞれ策定していましたが、これらの計画はいずれも土地利用に関する計画であり、2 つの計画の密接な関連性等を考慮するとともに、国の運用指針（国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針：平成 29 年 4 月）における両計画の取扱いを踏まえ、統合した一体的な計画として策定することとし、国土利用の方向性や土地利用の調整指導方針等に関して、道民や市町村等に分かりやすく伝えます。

(2) 計画の目標年次

計画の目標年次は、令和 17 年（2035 年）とします。

1 国土の利用・管理に関する基本構想

(1) 国土の状況

本道の面積は、8万3,422 km²（うち北方領土が5,003 km²）で、日本の総面積の約5分の1を占め、そのうち約9割が農地や森林、原野、水面等の自然的な土地利用となっており、湿原や湖沼等を含め、北海道特有の多様な野生生物が生息・生育する豊かな*生態系を形成しています。特に、本道の優れた自然を代表し、ユネスコに登録された知床*世界自然遺産地域は、世界的にも貴重な自然環境を有しています。

耕地面積は、全国の約4分の1を占め、大規模で専門的な農家を主体とした生産性の高い農業が展開されており、食料の安定供給のほか、国土・環境の保全などの面で重要な役割を担っています。

森林面積は、全国の約4分の1を占め、二酸化炭素の吸収、固定を通じた*地球温暖化の防止に大きく寄与しています。

また、本道は、広大な土地に機能の集積した都市や人口が分散して存在する広域分散型の構造となっており、気候風土や歴史文化、産業展開などが異なる特色ある地域からなっています。

(2) 国土利用の基本方針

ア 国土利用の基本理念

国土は、現在及び将来における道民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、国土の利用にあっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能で活力ある地域の発展を図ることを基本理念として、総合計画や*SDGs（Sustainable Development Goals）の視点を踏まえ、総合的かつ計画的に行います。

なお、人口減少や高齢化等の影響による国土の利用に関する管理水準の低下などが今後見込まれる中、広域分散型の本道の地域特性を踏まえた土地利用の管理のあり方などについて、必要に応じて関係者との調整を図ります。

本計画での国土の利用については、「持続可能な開発目標（SDGs）」の以下の目標（ゴール）の視点を踏まえ、総合的かつ計画的に行います。

<本計画に関連するSDGsの目標（ゴール）>

- ・ 2：飢餓をゼロに
- ・ 3：すべての人に健康と福祉を
- ・ 6：安全な水とトイレを世界中に
- ・ 7：エネルギーをみんなにそしてグリーンに
- ・ 8：働きがいも経済成長も
- ・ 9：産業と技術革新の基盤をつくろう
- ・ 11：住み続けられるまちづくりを
- ・ 12：つくる責任つかう責任
- ・ 13：気候変動に具体的な対策を
- ・ 14：海の豊かさを守ろう
- ・ 15：陸の豊かさを守ろう
- ・ 17：パートナーシップで目標を達成しよう



イ 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

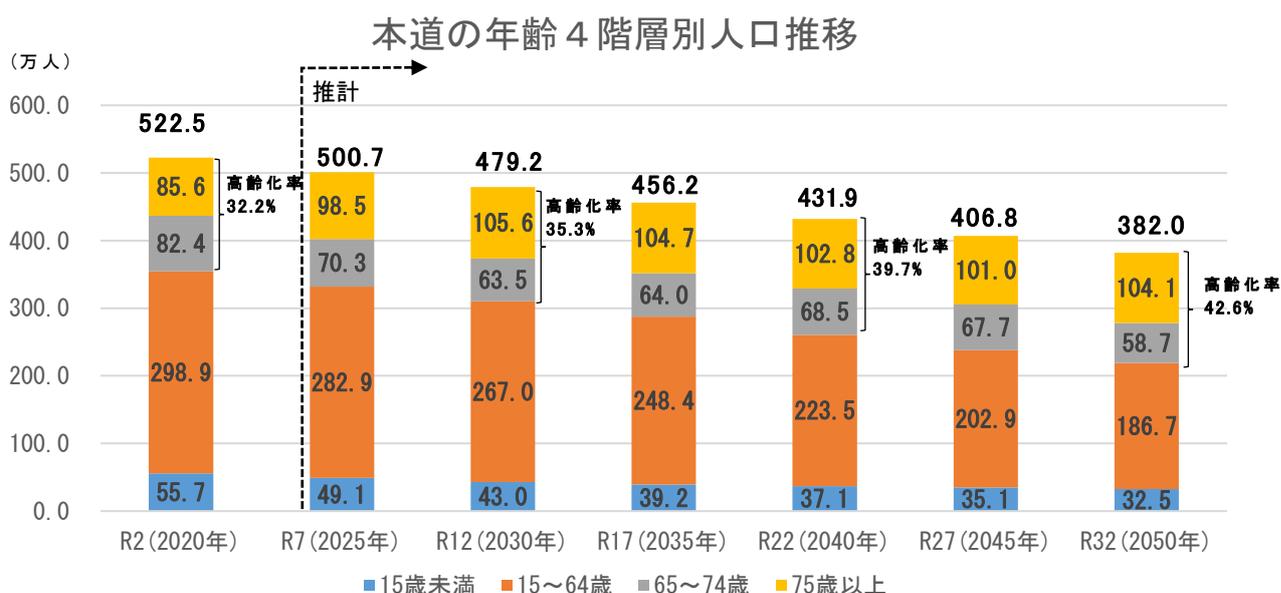
適正かつ合理的な土地利用の転換、土地需要の量的調整、国土の安全性に係る土地利用の質的向上といった主要課題への取組に加え、人口減少下における土地需要の減少等、国土利用をめぐる現状を踏まえ、土地取引に係る利用目的の的確な把握、国土の適切な管理による荒廃の防止など、土地利用の質的向上がこれまで以上に重要となっており、今後の国土の利用にあたっては、次の基本的条件の変化と課題を考慮する必要があります。

(ア) 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

全国の人口は、戦後のベビーブームなどにより増加してきましたが、平成20年（2008年）をピークに減少局面となっており、65歳以上人口が、総人口に占める割合（高齢化率）は、令和2年（2020年）現在で28.7%と年々上昇しています。

本道においても、全国より約10年早く、平成9年（1997年）の約570万人をピークに人口減少に転じて以降、全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進行しており、国の研究機関（※国立社会保障・人口問題研究所）が令和5年に公表した将来推計人口（令和2年（2020年）国勢調査基準）では、本道の人口は、令和2年の約522万人から令和12年（2030年）には約479万人、令和22年（2040年）には約432万人、令和32年（2050年）には約382万人にまで減少するとされています。また、本道の市町村別人口比率の推移では、令和32年には、全区市町村の7割近くに当たる129市町村において、人口が令和2年の6割以下となり、そのうち67市町村で5割以下になると見込まれています。

また、この調査における高齢者人口比率は、令和2年の32.2%から令和12年には35.3%、令和22年には、39.7%、令和32年には42.6%にまで上昇するとされています。



人口比率別の市町村数の推移（推計）（令和2年（2020年）＝100とした場合）

分類	令和7年(2025年)		令和12年(2030年)		令和17年(2035年)		令和22年(2040年)		令和27年(2045年)		令和32年(2050年)	
	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
100%超	7	3.7%	2	1.1%	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%
90～100	109	58.0%	30	16.0%	15	8.0%	11	5.9%	7	3.7%	6	3.2%
80～90	72	38.3%	104	55.3%	36	19.1%	21	11.2%	12	6.4%	5	2.7%
70～80	0	0.0%	49	26.1%	93	49.5%	45	23.9%	23	12.2%	23	12.2%
60～70	0	0.0%	3	1.6%	43	22.9%	76	40.4%	60	31.9%	24	12.8%
60以下	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	34	18.1%	85	45.2%	129	68.6%
50以下	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.1%	23	12.2%	67	35.6%
全体	188	100.0%	188	100.0%	188	100.0%	188	100.0%	188	100.0%	188	100.0%

注）道内の自治体は179市町村であるが、札幌市は区単位で計算しているため、合計は188となっている。

※出典 総務省「国勢調査（令和2年）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計（令和5年）を元に総合政策部が作成

このような人口の変化は、道全体としての土地需要の減少のみならず、国土の利用や管理に大きな影響を与えるおそれがあります。

すでに人口減少等に転じている地方都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化の進行に伴い、*所有者不明土地等の*低未利用土地や空き家等が増加するなどの課題があり、管理水準や土地利用効率の低下が懸念されています。

農山漁村では、食料の海外依存リスクが高まる中、農地管理の担い手の減少による農地等の管理水準の低下や*荒廃農地の増加も懸念されます。

森林においては、必要な施業が行われないことにより、森林の有する土砂災害防止や*水源涵養、木材生産等の機能低下を招き、国土の保全や*水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがあります。

これらの問題は、すでにその多くが顕在化していますが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、国土の管理水準の低下や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会を迎えつつある今こそ、国土を荒廃させない取組を進めていくことが重要です。

加えて、地域創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことが必要です。

（イ）大規模自然災害に対する*脆弱性の解消と危機への対応

地球温暖化等に伴う*気候変動の影響により、近年、全国各地で猛暑日や記録的な集中豪雨などが多発している中、本道においても、経験したことのない猛暑や局地的な大雨が発生しており、さらに、他の地域と比べ、気候変動の影響による将来の降雨量の増加が大きいと予測されていることから、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されています。また、積雪寒冷・広域分散型という地域特性を有する本道においては、冬期の雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害発生などの雪害への対策が急務となっています。

本道では、平成30年(2018年)9月、かつて体験したことのない最大震度7を観測した北海道胆振東部地震に襲われたところであり、今後、高い確率での発生が想定されている*日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大地震による被害のほか、活火山が多く散在する本道においては、大

規模な火山災害の発生なども懸念され、人口や都市機能が集中する地域に甚大な被害をもたらすおそれがあります。

このため、防災・減災対策の強化はもとより、安全性を計画的に高めていく土地利用・管理への転換が急務となっています。

都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大も重要な課題となっています。

農山漁村においては、国土の管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されています。

また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村では、*地籍整備が遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げとなることが懸念されています。

安全・安心は、すべての社会経済活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、大規模な地震や津波、噴火、豪雨・豪雪等の自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の重要な社会経済機能や国土保全機能を維持するとともに、本道が持つポテンシャルを活かした*バックアップ機能を強化し、国全体の*強靱化に積極的に貢献するため、強靱な北海道づくりを総合的かつ計画的に推進する必要があります。

(ウ) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等に伴う気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う*生物多様性の損失が続いています。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源涵養や国土保全など、道民の暮らしを支える*生態系サービスに大きな影響を及ぼします。

道では、令和2年(2020年)3月、国に先駆け、令和32年(2050年)までに*温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「*ゼロカーボン北海道」の実現を表明し、本道が有する豊かな地域資源を最大限に活用しながら、*脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に推進しているところです。*再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入拡大が求められる中、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響等に対応しながら、地域との共生のもと、現在、我が国の陸域20.3%、海域13.3%を保護地域として保全している状況を、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す国の「*30by30目標」の達成に向けて道も協力するなど、国際公約の実現と地域課題の解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失止め、反転させる「*ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした土地利用・管理を進めていくことが重要です。

人口減少は、*開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあり、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要です。開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性が

あることから、自然の生態系に戻すための努力が必要となります。特に、人の手が入ることで良好に管理されてきた*里地里山等においては、管理水準の低下により、自然資源の管理や利活用に係る知恵、技術の喪失等が懸念されます。これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土を将来世代へ継承する観点からも重要です。

また、本道の貴重な財産である*水資源の保全に取り組むとともに、水源周辺における適正な土地利用を推進していくことも重要です。

これら（ア）～（ウ）の課題等への適切な対応にあたり、デジタル技術を効果的に活用するとともに、多様な主体の参加と*官民連携による取組を進め、適切な土地利用を図ることで、人々が安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

ウ 国土利用の基本方針

上記「イ 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」を踏まえ、本計画においては、次の5つの観点での推進を図ることで、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指します。

このような土地利用を進めることは、食料安全保障や水・衛生の持続可能な管理、持続的な都市、生物多様性など、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成にも繋がります。

（ア）地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

土地政策はかつて、土地の大量供給、投機的取引・地価高騰対策、過剰な開発利用の抑制等が主題となっていました。近年の人口減少や高齢化等によって、今後土地需要が減少することが見込まれていることから、これまでの宅地化等を前提とした土地政策から軸足を移し、広域的・長期的な視点での低未利用土地、空き家等の有効活用や高度利用により、土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換による土地利用の最適化を進めることが重要です。

また、所有者不明土地の管理の適正化、低未利用土地の利用の円滑化や空き家の発生抑制、対策の強化、適切な管理・除却による周辺地域への悪影響の防止など、効率的かつ効果的な対策を図ることにより、今後急増することが見込まれている高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要です。

都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家の有効活用などにより、市街地の活性化や土地利用の効率化を図る一方、集約化する地域の外側の地域にあっては、都市機能の低下が懸念されることから、地域の実情に応じた対応が求められます。このため、ひとつの地域

だけでは、十分な都市機能を備えることが難しくなる場合には、他の地域との機能の共有や地域間での役割分担など、柔軟な対応を図ります。

農地については、食料の安定供給に不可欠な*優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるため、鳥獣被害の防除も含めた良好な管理を行うとともに、農業の担い手確保や農地集積・集約などを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消による効率的な利用を図ります。

森林については、*森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、国土の保全、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全を進めます。その際、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、*流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的で健全な水循環の維持又は回復を図ります。

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、将来における設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化してきていることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形での立地誘導を図ります。

森林、*原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、生態系や健全な水循環、景観等に影響を与える可能性があることから、土地利用の転換にあたっては慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要であり、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかな計画の見直し等の適切な措置を講ずるものとします。

特に、大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行うとともに、地域住民の意向等地域の状況を踏まえ適正な土地利用を図ります。

土地利用規制の観点から、施設立地等の問題が生じている地域においては、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、環境を保全しつつ、実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

地域創生の観点からは、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、地域の合意に基づき、関連する制度の活用により、土地利用の最適化を推進します。

また、国による重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査等の着実な実施に向けて、道も必要な協力を行います。

(イ) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握、周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、適切に土地利用の制限を行う必要があります。

このため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる*流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「*流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域のさまざまな要素を考慮した上で、*災害ハザードエリアにおける開発

抑制のほか、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなどの対応が必要です。

また、農地の良好な管理や森林の整備保全を通じて、国土保全や水源涵養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上において、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性の確保が必要です。

なお、大規模災害にあった場合に備え、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。その際、広域的な視点から、国や道による市町村の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要であり、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等の包括的な規制による安全性の確保などの取組を進めることにより、安全・安心な土地利用・管理を実現していきます。

(ウ) 健全な生態系の確保によりつなげる国土利用・管理

国土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な*生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要です。

国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(*O E C M (Other Effective area-based Conservation Measures))の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成します。その際には、自然環境が有する多様な機能を活用する*グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災(*E c o - D R R (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction))など、*N b S (Nature-based Solutions)の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用やS D G s の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要です。

地域における「ゼロカーボン北海道」の実現に向けては、*地域共生型の再エネの導入促進や、*バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。

自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や道内への移住、地域間の交流などによる*関係人口の拡大によって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化します。

美しい農山漁村、集落や*まちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや地球温暖化への対応など、水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進めます。特に、北海道らしい雄大な景観や農村景観、まちなみ景観については、

その対象や*視点場、眺望範囲等を定め、当該区域において開発行為が行われる場合には、眺望景観に配慮した位置や建築物の形態・*意匠等の検討を行い、適切な環境配慮に努めます。

歴史的なまちなみ、史跡、名勝等が周辺の環境と一体となって文化的価値を創出している地域では、その歴史的・文化的風土の保存、文化財等を中心とした地域環境の保全等を図るため、景観法や北海道景観条例の活用、優良農地の保全や周辺集落等の*容積率・*建蔽率などの形態規制等により、文化財等を中心とした地域一帯の景観・環境を適切に保全します。

多様な主体の連携による取組として、地域資源を最大限活用しながら、地域が主体となって、環境・社会・経済課題を同時に解決していく*ローカルSDGs事業を生み育て続けられる自立した地域をつくとともに、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「*地域循環共生圏」形成の促進が重要です。

本道においては、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められています。

(エ) 国土利用・管理DX

適正な国土利用・管理の推進にあたっては、人口、高齢化率、農地の耕作、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、さまざまな分野の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要です。そこで、国土の現状を正確に把握した上で、道民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等の*デジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を活用するとともに、国土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより、国土利用・管理の効率化・高度化を図ります。その際、効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータを積極的に公開（オープンデータ化）し、利活用を促進するとともに、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みについて、*データプラットフォーム等を活用して整備していくことが重要です。

(オ) 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念される中、適正な国土利用・管理の推進にあたっては、土地取引に係る利用目的を的確に把握するとともに、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組により、地域課題の解決を図るとともに、空き地・*空き家バンク等の取組を推進します。

また、関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、道民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う道民参加型による国土管理を進めていくことが必要です。

(3) 地域類型別及び*連携地域別の国土利用の基本方向

ア 地域類型別の国土利用

国土の利用にあたっては、土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が混在する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要です。代表的な地域類型の例として、都市、農山漁村及び自然維持地域の国土利用の基本方向を次のとおりとします。なお、それぞれの地域は互いに独立して存在するものではないことから、相互の連携による相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要です。

(ア) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、*環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域のさまざまな要素を考慮した災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でのより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住機能を中心部や生活拠点等へ集約化を推進するとともに、郊外に拡大してきた市街地も集約する方向に誘導します。集約にあたり、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図りますが、空き家については、人口減少や高齢化の進展等に伴い、本道においても、今後、大幅に増加するものと見込まれていることから、空き家バンク等の活用による所有者と入居希望者とのマッチングや地域の活性化に資する施設等への改修など、利活用等の検討を進めます。

災害リスクの高い地域における*都市化の抑制やすでに主要な都市機能が災害へのリスクが高い場所に立地している場合は、耐震化等による安全性の向上の促進に加え、災害時の避難場所や*オープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設等の集約化を図ることが重要です。集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを目指すものとし、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する*中核都市等や周辺の農山漁村における相互の機能分担の促進等を通じ、効率的な土地利用を図ります。なお、新たな土地需要がある場合、低未利用土地の利用を優先することとし、地域社会の持続可能性を高める地域創生の観点にそぐわなくなる場合は、農地や森林等からの転換を抑制します。

一方、国際競争力強化の観点から、必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりや官民一体で取り組む空間づくりを推進します。

都市防災については、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い*都市構造の形成を図ります。また、今後、大規模災害等が発生した場合に備え、被災後早期に、的確な復興に向けたまちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時からの事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。

(イ) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源涵養など都市にとっても重要でさまざまな機能を有することから、農山漁村が道民共有の財産であるという認識の下、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光や福祉等の他分野と組み合わせた新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築します。

急激な人口減少等により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる地域においては、必要なサービスができるだけ身近に提供されるなど、引き続き住み続けたいと思える生活・定住の環境づくりが大切です。しかしながら、広域分散型の本道においては、各種サービス機能の集約が困難である地域も多いことから、地域の実情に応じ、コミュニティの再生を図るとともに、さまざまな分野における住民サービス機能の維持・確保に向けた取組を推進します。また、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動を行うとともに、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（*農村RMO）の形成を進め、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な国土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出に努めます。その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進します。

農山漁村における荒廃農地は、作付・再生可能なものについては引き続き農地としての活用を図るとともに、再生困難な場合は、それぞれの地域の状況に応じて、農地以外への転換など、適正な土地利用を図ります。

農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な道民のニーズに配慮しつつ、適正な利用を図ります。

森林地域における開発により、*白地地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、都市計画法等の個別規制法により、一定の規制等を適用する地域・区域を指定するなどの措置を行い、適正な土地利用を図ります。

(ウ) 自然維持地域

知床世界自然遺産地域をはじめ、高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の*風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種などによる生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進めるとともに、国が取組を進める「30by30目標」の達成に向けて、道も必要な協力を行います。

これら都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点として、水災害による被害の軽減など、多様な機能を発揮するグリーンインフラや E c o - D R R として、都市部の緑地の保全や整備を O E C M として設定・管理することにより、保護地域と O E C M による生態系ネットワークの構築を通じた質の向上や有効活用を図るなど、社会状況の変化に応じた方向性を示しながら、自然環境の保全・再生を図ります。また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域と都市地域の両者のそれぞれの特性を活かし調和のとれた良好な営農環境と居住環境の形成を進め、多様な役割を果たす*都市農地の保全を図るなど計画的かつ適切な土地利用を図ります。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全や整備を行うなど積極的な活用を図ります。

農山漁村と都市との機能分担や地方への移住などを含む共生・交流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加え、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している*二次的自然環境の適切な維持管理に努めます。また、*野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退につながり、耕作放棄や離農の要因につながるおそれもあることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策と*ジビエの利活用の取組の拡大を図るとともに、森林空間を健康・観光・教育など、さまざまな分野で活用する森林サービス産業等の育成により山村価値の創造を図ることが重要です。

里地里山や*森林施業地、沿岸の*干潟等においては、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、O E C M の設定・管理及び生態系ネットワークの形成を推進します。

自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、国立公園等の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山漁村、自然維持地域との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

原生的な森林や*希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、適切に維持管理に努めます。

イ 連携地域別の国土利用

本計画における連携地域別の国土利用の方向性については、北海道総合計画における6つの連携地域の区分・範囲（道央広域連携地域、道南連携地域、道北連携地域、オホーツク連携地域、十勝連携地域及び釧路・根室連携地域）のもと、各地域における地域づくりの方向に沿った国土利用を推進します。

(ア) 道央広域連携地域（空知・石狩・後志・胆振・日高）

空港・港湾などの物流拠点や大学・企業等の研究・開発機能が集中する立地環境の優位性を活かした半導体などデジタル関連をはじめとする産業集積の促進及び*産学官金連携の推進により、本道経済をリードする産業の活性化と雇用の場の創出や産業人材の確保・定着に取り組みます。

デジタル技術の活用やブランド化の推進により、地域の特色を活かした多種多様な農林水産業の持続的発展を図るとともに、豊かな自然・資源を活用し、脱炭素化や経済の活性化の両立を図り、持続可能な地域づくりのための国土利用を推進します。

新幹線札幌開業も見据えながら、全国的に有名な温泉地、アイヌ文化、*ジオパーク、産業遺産、縄文世界遺産、国立・国定公園など多彩な地域資源を活用した観光振興や文化・歴史の継承・活用を図ります。

防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備、持続的な地域交通・物流の維持確保、地域医療の充実や子ども応援社会の推進など、安全・安心で住みよいまちづくりのための国土利用を進めます。

(イ) 道南連携地域（渡島・檜山）

本州に隣接しているという特性を活かし、この地域固有の食や歴史文化等の資源に磨きをかけ、北海道新幹線の札幌開業を見据えた広域観光の促進や離島振興による関係人口の創出・拡大を推進するほか、農林水産業の生産力向上と担い手の育成・確保を図りながら、高等教育機関や試験研究機関と連携した産業振興を推進し、地域特性を活かした企業誘致の促進など、経済の活性化と雇用の創出に取り組みます。

また、再生可能エネルギーの活用をはじめ、豊かな自然環境と調和した脱炭素型の地域づくりや防災・減災対策、持続的な地域交通・物流の維持確保を推進するなど、快適で安心して暮らせる地域社会を形成するための国土利用を推進します。

(ウ) 道北連携地域（上川・留萌・宗谷）

高品質米を産出する稲作、多種多様な畑作、大規模な酪農、海域の特性を活かした漁業、豊富な森林資源を背景とした林業など、農林水産資源を活用した持続的な産業の振興に取り組みます。

多様な観光資源を活かした*アドベンチャートラベルの推進など、付加価値の高い魅力あふれる観光振興に取り組むとともに、風力、*木質バイオマスなどの再エネの活用など、豊かな自然と調和した脱炭素型の地域づくりのための国土利用を推進します。

また、離島振興に取り組むとともに、地域の魅力ある資源を活かした移住・定住の促進や*地域おこし協力隊を含めた外部人材の活用など関係人口の創出・拡大に向けた取組を進めます。

(エ) オホーツク連携地域（オホーツク）

大規模で生産性の高い畑作や酪農、国内有数の生産力を誇るホタテ・サ

ケの※栽培漁業、森林認証材の利用促進など、豊富な農林水産資源を活用した地域産業の振興を図ります。

知床世界自然遺産や流氷などを活かした観光の展開、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」やモヨロ貝塚など地域の宝である歴史・文化の継承、気候特性を活かしたスポーツ合宿の誘致などを通じた関係人口の創出・拡大を図ります。

人と自然が共生し、持続可能で活力あるオホーツク地域の形成のための国土利用を図ります。

(オ) 十勝連携地域（十勝）

日本の食料生産・供給を支える農業・水産業の持続的な発展をはじめ、「食」を中心とした関連産業や観光業、宇宙関連産業など、十勝の強みや自然環境を最大限に活かした産業の振興に取り組みます。

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた地域のポテンシャルを活かした再エネの利活用などによる脱炭素型の地域づくりのための国土利用を推進します。

地震・津波などの各種災害に備えた防災・減災体制の整備に取り組みます。

人口減少や高齢化による担い手不足に対応するため、※スマート農業をはじめとする未来技術の産業利用に向けた取組の推進や、交流・関係人口の創出・拡大等により多様な人材が活躍できる地域づくりのための国土利用を推進します。

(カ) 釧路・根室連携地域（釧路・根室）

我が国最大の酪農地帯の礎となる広大な草地を活かした農業、豊富な森林資源を背景とした林業、有数の漁場を有する漁業など、農林水産業の振興を図るとともに、管内の地域資源を活かした関連産業の振興を推進します。

知床世界自然遺産をはじめとした雄大で魅力ある自然や文化、食などを活かした観光の振興や関係人口の創出・拡大の取組を推進します。

環境と経済が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を推進するとともに、巨大地震・津波及び激甚化する自然災害への対策等を進めて誰もが安全・安心で暮らせる地域を目指します。

我が国固有の領土である北方領土の早期返還に向けた取組を推進します。

さらに、※デジタル化など急速に進む社会変化の要素も取り入れながら、次世代を見据えた地域づくりのための国土利用を推進します。

(4) 利用区分別の国土利用の基本方向

各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要です。

ア 農地

本道は、全国有数の食料供給地域として、国民全体の食を持続的に支える重要な役割を担っていることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、不断の良好な管理を通じて国土保全や生物多様性等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図り、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進します。

農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備、*農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進します。また、農業の担い手の負担軽減に向け、水路等の保全管理など地域の共同活動への支援とともに、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、農地の利用・保全等を計画的に進めるなど、農地の適切な利用に努めます。

*中山間地域等の*条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適切な利用を図るとともに、荒廃農地の発生等の要因となる野生鳥獣による農作物被害への対策を進めます。また、農業と他分野の連携による取組などを通じ、複数の地域で支えあい、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図ります。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点から、計画的な保全と利用を図ります。

デジタルや新技術活用の観点として、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築します。

農地への再エネの導入にあたっては、食料安全保障の観点からも、道内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に配慮します。

イ 森林

全国の森林面積の約4分の1を占めている本道の森林は、*森林吸収源対策による「ゼロカーボン北海道」の実現への貢献とともに、国土の保全、水源涵養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能などの面で重要な役割を果たしていることから、積極的な森林の整備及び保全に努めます。

森林の整備・保全の推進にあたっては、森林経営管理制度等に基づく森林境界の明確化や施業・経営の委託等を含めた森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、道民や企業、NPOなど多様な主体の協働による整備・保全を図ります。

戦後に植林された森林が現在本格的な利用期を迎えていることから、非住宅・中高層建築物などの建築材や未利用間伐材等の木質バイオマスとしての活用など、新たな木材需要の創出による道産材の利用の促進を図るとともに、将来にわたって森林が持つ多面的機能を発揮できるよう、*主伐後の着実な再造林により*森林資源の循環利用の確立を図ります。

多様な主体の連携による地域一体での林業活動において、デジタル技術を活用する拠点の創出を通じて林業の生産性向上等を図ります。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全や整備を行い、適切な活用を図ります。

農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な国民のニーズに配慮しつつ、適切な活用を図ります。特に、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた都市部のCO₂排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来*J-クレジットを活用した*カーボン・オフセットの推進を図りながら、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について適正な保全を進めます。

近年増加している太陽光発電設備等再エネの導入拡大に係る開発行為については、許可基準の適正な運用を通じ、*森林の公益的機能を確保します。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観維持等の観点から、保全を基本としつつ、劣化している場合は再生を図ります。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な活用を図ります。

エ 水面・河川・水路

地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、*予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な活用を通じて、既存用地の持続的な活用を図ります。

自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、河川の整備にあたっては、土砂供給や*栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図ります。

自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出に向け、都市における貴重なオープンスペース及び*熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

オ 道路

本道の*一般道路については、物流の効率化、救急医療機関へのアクセスの向上などの役割を担っていることから、地域間の交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性の確保、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備の推進に向けた必要な用地の確保を図ります。また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な活用を図ります。

道路の整備にあたっては、安全性・確実性・快適性や防災機能の向上、
*公共・公益施設の*共同溝への収容や冬期交通の確保に努めるとともに、希
少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用する
など、環境の保全にも十分配慮します。特に市街地においては、道路緑化の
推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性向上や農地及び森林の適正な管
理、農山村の生活環境の改善等を図るため、必要な用地の確保を図るととも
に、老朽化した施設の再編・強靱化等の取組を通じた既存用地の持続的な利
用を図ります。なお、整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。

カ 宅地

(ア) 住宅地

人口減少社会に対応した秩序ある市街地の形成や豊かな住生活の実現
の観点から、住宅地の整備にあたっては、周辺の*生活関連施設の整備を
計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた*住宅ストックの質の向上
を図るとともに、冬期間の積雪など、本道の特性に対応した望ましい居住
水準と良好な居住環境を形成します。その際、地域の状況を踏まえつつ、
都市の集約化に向けて居住地を中心部や生活拠点等に誘導するとともに、
災害リスクの高い地域での整備を行う場合の立地抑制にも配慮します。

住宅地の整備にあたっては、世帯数の減少傾向が今後とも続くと見込ま
れることから、再開発などによる土地利用の高度化、低未利用土地の活用、
空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、北
国にふさわしい良質で多様な住宅・宅地の安定供給に必要な用地を確保し
ます。

太陽光発電設備等の設置による再エネの導入拡大にあたっては、周辺の
土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

(イ) 工業用地

グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向や*高度情報通
信インフラ、*研究開発インフラ、*産業・物流インフラ等の整備状況及び
地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、道内にお
ける企業立地促進の方針等を踏まえた必要な用地の確保を図ります。な
お、工業用地の確保にあたっては、空港、港湾、高規格幹線道路網等の産
業基盤や質の高い居住環境の整備を進めるなど総合的な立地環境づくりに
努めます。

工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調
査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のための有効利用を
図ります。さらに、工場内の緑地、水域や*ビオトープ等が希少な植物や
水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配
慮するとともに、企業等による自主的な取組や国の動向に注視していく必
要があります。

近年、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたデジタル化の動きや

※デジタルトランスフォーメーション（DX）の必要性の高まりなどを背景に、デジタル技術の急速な進展が見られ、各種デジタル機器や電子部品の基幹部品として使用され、あらゆる産業のデジタル化を下支えする半導体の重要性と需要が大幅に高まりを受け、道内でも国家プロジェクトの一環としての※半導体関連産業の集積が進められてきています。また、冷涼な気候や広大な土地の確保、さらには再エネの活用などの本道の立地優位性を活かした※データセンター等の誘致も積極的に進められていることなどから、今後とも適正な土地利用に努めます。

（ウ） その他の宅地

市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制、良好な環境の形成に配慮した、事務所・店舗用地については、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図ります。

大規模集客施設用地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への拡大を抑制しつつ、地域の意向を反映した適正な立地に努めます。

キ その他

（ア） 公用・公共用施設の用地、低未利用土地等

アからカのほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設については、施設の建替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることで、災害時における機能の確保につながり、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際、道民が生活する上での重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。特に、道民生活の向上と産業発展の基盤づくり、国際化の進展に対応するために、空港、港湾、道路、鉄道等交通施設の体系的な整備を進め、道民の利便性、快適性を高めます。なお、施設の整備にあたっては、耐災害性の確保や災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮します。

低未利用土地のうち、都市の工場跡地などの用地については、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や災害時における避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から、国の動向を踏まえながら積極的な活用を図ります。農山漁村における荒廃農地は、作付・再生可能なものについては引き続き農地としての活用を図るとともに、再生困難な場合で、さまざまな政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進します。

ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地については、森林への転換を進めるなど、周辺の自然環境や景観等への影響、災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

(イ) 沿岸域

漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。利用にあたっては、地域の国際化、国内輸送の効率化、潤いのある港湾空間・都市空間としての利用や環境の保全と親水空間としての適正な利用に配慮します。また、*沿岸域は、津波や台風、地球温暖化に伴う海面上昇による高潮の被害を大きく受けることから、災害リスクに配慮します。

また、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場・干潟等の*ブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生・創出します。あわせて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、国土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

(ウ) レクリエーション用地

道内の恵まれた自然や豊かな観光資源を生かしたレクリエーション用地については、道民等の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、自然環境など地域の資源を活かした滞在交流型の観光地の形成に向け、計画的な整備と有効利用するほか、本道が優位性を発揮できるアドベンチャートラベルの普及・拡大を進めます。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次・基準年次

計画の目標年次は令和17年(2035年)とし、基準年次は、原則として令和4年(2022年)とします。

イ 基礎的な前提(人口・世帯数)

国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所による人口(「日本の地域別将来推計人口(令

和5年推計」令和5年12月公表)及び世帯数(令和元年(2019年)公表)の推計を用い、令和17年(2035年)において、それぞれ約456万人、約221万世帯とします。

ウ 国土の利用区分

国土の利用区分は、1(4)と同様の区分とします。

エ 国土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法

国土の利用区分ごとの規模の目標については、将来推計人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等を斟酌して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。

オ 目標年次における規模の目標

「1 国土の利用・管理に関する基本構想」に基づく令和17年(2035年)の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりです。

なお、以下の数値については、今後の経済社会情勢の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものです。

【表1 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位: km²、%)

利用区分	令和4年 (2022年)	令和17年 (2035年)	構成比	
			令和4年	令和17年
農地	11,413	11,220	14.6	14.3
森林	55,559	55,559	70.8	70.8
原野等	1,748	1,414	2.2	1.8
水面・河川・水路	2,644	2,660	3.4	3.4
道路	1,973	1,999	2.5	2.5
宅地	1,276	1,322	1.6	1.7
(住宅地)	(611)	(611)	(0.8)	(0.8)
(工業用地)	(77)	(96)	(0.1)	(0.1)
(その他の宅地)	(587)	(615)	(0.7)	(0.8)
その他	3,808	4,244	4.9	5.4
計	78,421	78,419	100.0	100.0
北方領土	5,003	5,003	—	—
合計	83,424	83,422	—	—

- (注) 1 原野等、水面・河川・水路、宅地の利用区分は、北海道総合政策部調べによる。
 2 令和17年の農地面積については、北海道農業振興地域整備基本方針(令和3年5月14日変更)における令和12年の農用地区域内の農地面積の目標を暫定的に記載したものであり、今後、北海道農業振興地域整備基本方針が改訂され、新たな農地面積の目標が変更された場合、この目標も変更されたものとみなす。
 3 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
 4 本表の令和4年における合計面積は、令和4年10月1日現在(国土地理院)による。ただし、令和6年4月1日現在(国土地理院)では「83,422 km²」となる。
 5 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の規模の目標

この目標設定にあたっては、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、活力を維持し、持続可能な地域社会づくりを図る見地から、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければなりません。

イ 地域の区分

地域の区分は、1(3)イと同様とします。

ウ 目標年次・基準年次、目標を定める方法

計画の目標年次・基準年次、国土の利用区分及び区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとします。

エ 各地域における利用区分ごとの規模の推計

各地域における利用区分ごとの規模の推計については、表2のとおりです。

(ア) 農地

農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外や、これまでのすう勢が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地により、わずかながらも減少するものと予想されます。

(イ) 森林

農地、宅地等への転換はあるものの、大きく減少する見通しではないため、全体としては現状の規模が維持されるものと予想されます。

(ウ) 原野等

原始性が豊かで保全上重要な原野や採草放牧地については、将来にわたりその保護や確保を図る予定ですが、その他の原野については、他用途への転換等により減少するものと予想されます。

(エ) 水面・河川・水路

多目的ダム等の建設や河川の整備などにより増加するものと予想されます。

(オ) 道路

一般道路の建設や改良の促進、農道及び林道の整備により増加するものと予想されます。

(カ) 宅地

①住宅地

人口及び世帯数が全体としては減少するものの、当面の住宅需要により現状の規模は維持されるものと予想されます。

②工業用地

工場は増加傾向にあり、さらには、本道の立地優位性を活かした企業誘致などにより増加されるものと予想されます。

③その他の宅地

地域の多様なニーズに対応した対個人サービス業や対事業所サービス業の展開などにより現状の規模は概ね維持されるものと予想されます。

(キ) その他

他用途への転換など低未利用土地の有効利用が進みつつも、増加するものと予想されます。

【表2 各地域における利用区分ごとの規模の目標】

(単位：km²、%)

利用区分	道央広域連携地域 (空知・石狩・後志・胆振・日高)				道南連携地域 (渡島・檜山)				道北連携地域 (上川・留萌・宗谷)				オホーツク連携地域 (オホーツク)			
	令和4年		令和17年		令和4年		令和17年		令和4年		令和17年		令和4年		令和17年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農地	2,616	11.8	2,564	11.6	429	6.5	497	7.6	2,181	11.7	2,175	11.6	1,656	15.5	1,617	15.1
森林	16,039	72.4	16,039	72.4	5,298	80.7	5,298	80.7	13,969	74.7	13,969	74.7	7,716	72.2	7,716	72.2
原野等	446	2.0	361	1.6	136	2.1	110	1.7	253	1.4	205	1.1	76	0.7	62	0.6
水面・河川・水路	774	3.5	815	3.7	108	1.6	107	1.6	554	3.0	529	2.8	424	4.0	424	4.0
道路	659	3.0	668	3.0	135	2.1	140	2.1	408	2.2	414	2.2	249	2.3	252	2.4
宅地	603	2.7	625	2.8	91	1.4	94	1.4	189	1.0	195	1.0	122	1.1	127	1.2
(住宅地)	305	1.4	305	1.4	54	0.8	54	0.8	94	0.5	94	0.5	54	0.5	54	0.5
(工業用地)	39	0.2	31	0.1	12	0.2	25	0.4	6	0.0	10	0.1	5	0.0	7	0.1
(その他の宅地)	259	1.2	289	1.3	25	0.4	15	0.2	88	0.5	91	0.5	63	0.6	66	0.6
その他	1,008	4.6	1,075	4.9	371	5.6	321	4.9	1,137	6.1	1,204	6.4	448	4.2	493	4.6
計	22,146	100.0	22,147	100.0	6,568	100.0	6,568	100.0	18,690	100.0	18,690	100.0	10,691	100.0	10,690	100.0
北方領土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22,146	-	22,147	-	6,568	-	6,568	-	18,690	-	18,690	-	10,691	-	10,690	-

利用区分	十勝連携地域 (十勝)				釧路・根室連携地域 (釧路・根室)				全道計			
	令和4年		令和17年		令和4年		令和17年		令和4年		令和17年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農地	2,546	23.5	2,385	22.0	1,985	20.9	1,982	20.9	11,413	14.6	11,220	14.3
森林	6,917	63.9	6,917	63.9	5,620	59.2	5,620	59.2	55,559	70.8	55,559	70.8
原野等	343	3.2	133	1.2	493	5.2	544	5.7	1,748	2.2	1,414	1.8
水面・河川・水路	378	3.5	379	3.5	406	4.3	406	4.3	2,644	3.4	2,660	3.4
道路	296	2.7	299	2.8	224	2.4	227	2.4	1,973	2.5	1,999	2.5
宅地	155	1.4	160	1.5	117	1.2	121	1.3	1,276	1.6	1,322	1.7
(住宅地)	59	0.5	59	0.5	46	0.5	46	0.5	611	0.8	611	0.8
(工業用地)	7	0.1	11	0.1	8	0.1	11	0.1	77	0.1	96	0.1
(その他の宅地)	89	0.8	90	0.8	63	0.7	64	0.7	587	0.7	615	0.8
その他	196	1.8	558	5.2	648	6.8	592	6.2	3,808	4.9	4,244	5.4
計	10,831	100.0	10,832	100.0	9,495	100.0	9,493	100.0	78,421	100.0	78,419	100.0
北方領土	-	-	-	-	5,003	-	5,003	-	5,003	-	5,003	-
合計	10,831	-	10,832	-	14,498	-	14,496	-	83,424	-	83,422	-

- (注) 1 原野等、水面・河川・水路、宅地の利用区分は、北海道総合政策部調べによる。
- 2 令和17年の農地面積については、北海道農業振興地域整備基本方針（令和3年5月14日変更）における令和12年の農用地区域内の農地面積の目標を暫定的に記載したものであり、今後、北海道農業振興地域整備基本方針が改訂され、新たな農地面積の目標が変更された場合、この目標も変更されたものとみなす。なお、令和17年の各連携地域別の目標面積は、北海道農業振興地域整備基本方針における令和元年の農用地区域内農地面積の圏域別構成比（面積）を用いて北海道総合政策部で算出。
- 3 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- 4 本表の合計面積は、令和4年10月1日現在（国土地理院）による。ただし、令和6年4月1日現在では「83,422km²」（国土地理院）となる。
- 5 端数処理の都合上、合計が一致しないことがある。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国や道、市町村等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、国や道、市町村等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。

以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法に基づき策定された全国計画や関連する^{*}土地利用関連法の運用による計画的な調整を通じ、適切な土地の利用・管理に向けて、市町村等関係行政機関相互での調整を図りながら本計画を策定します。なお、策定にあたっては、国の土地利用のあり方の検討に資する基礎的な情報などを参考に検討・協議を進めるものとし、今後の土地利用に係る動静などを踏まえ、必要に応じて見直し等を図ります。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

ア 空き家等の有効活用

市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効活用を図ります。特に、立地や管理状況が良好な空き家については、多様な利活用を推進するとともに、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を図ります。

所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進めます。

イ 所有者の所在の把握が難しい土地の利活用

相続時における土地登記の未実施や^{*}不在村者の増加などを背景に、今後とも所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが予想され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれがあるため、事業の内容や状況に応じ、民法や土地収用法などの関係法令に定める制度の適切な活用を進めるなど、土地の適正な利用を図ります。

ウ 道路空間の有効利用等

道路については、公共・公益施設の共同溝、既存道路空間の再配分等によ

り、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。

エ 工業用地の活用

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止対策の充実を図ります。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進します。

オ 自然的・社会的条件等を勘案した土地利用の転換

土地利用の転換を図ることにより、転換前の土地の状態には戻しにくい等影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況やその他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。なお、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制します。なお、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやE c o - D R Rとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進します。

カ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

キ 農地や宅地等相互の土地利用の調和等

農地等と宅地等が混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。なお、土地利用規制の観点からみて施設立地等の問題が生じている地域においては、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

ク 地域創生の観点からの土地利用

交通利便性の向上等、地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、土地利用の最適化に向けて取り組みます。

(3) 国土の保全と安全性の確保

ア 安全な土地利用への国土保全施設の整備等

国土の保全と安全性を確保するため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、安全・安心な土地利用に向けて、*国土保全施設の整備と維持管理を推進します。そのためには、より安全な地域への居住等の配置に向け、地域の状況を踏まえつつ、災害時における危機状況等の把握や公表を積極的に行うとともに、災害リスクの高い地域から低い地域への立地に向けて、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を推進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、*ハザードマップの作成、配布や防災教育の実施、避難訓練等を推進します。また、将来の水需要に応えるため、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理や更新を図るなど安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

イ 適切な保育、間伐などの森林整備の推進等

国土保全と安全性の確保に向け、*森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な配備や保全管理を行います。

ウ 効果的な海岸保全施設の整備等

海浜の多面的な利用に配慮しつつ、複数の施設の機能を総合した*面的防護方式を取り入れるなど、効果的な海岸保全施設の整備を図ります。また、海岸保全施設と海岸・沿岸海域の利用との調和及び地形等自然条件と土地利用にあたっての配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

エ ライフラインの多重性・代替性の確保等

国土の安全性を高めるため、電気、ガス、上下水道、通信ネットワーク、基幹的交通等の多重性・代替性の確保、諸機能の分散等を図ります。また、安全で円滑な交通を確保するため、*交通安全施設等の整備や交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進します。

オ 都市における安全性の向上

市街地等において、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進します。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 優れた自然環境や自然景観の保全等

優れた自然環境や自然景観を有する地域については、公有地化や関係法令等により厳正な保全を図ります。

野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、関係法令に基づく開発行為等の規制や保全活動等により適正な保全を図ります。

二次的自然については、農林水産資源の適切な利用、民間・NPO等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の認定の促進等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出による質的向上や量的確保を図ります。

イ 希少野生生物に配慮した土地利用の推進

道内には、希少種等を含むさまざまな野生生物が生息・生育していることに鑑み、原始的な自然環境だけでなく、企業等の主体による工場緑地等での生物多様性の保全が図られている区域の認定の促進等を図ります。

ウ 生態系ネットワークの形成

森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少等に伴い利用が制限されている土地等についても自然再生等により活用などを検討します。

エ 自然環境や生物多様性に関するモニタリングの実施等

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭とした保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況などを把握するための情報収集や調査・研究を推進します。

オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進

海岸林による津波災害の軽減や湿原の治水機能の発揮など、グリーンインフラの取組やEco-DRRとして都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

カ 地域資源を活用した地域産業の促進

国立公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しています。このため、国立公園等における*上質なツーリズムにより、道内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を

実現します。とりわけ、自然資源を活かした*エコツーリズムやアドベンチャー旅行の推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図ります。

キ 野生鳥獣による被害防止等

人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしていることから、野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や農地と森林の境界を刈り払うなど緩衝帯の造成、鳥獣の保護・管理を行う人材の確保、狩猟者の減少と高齢化に対応するための人材育成等を推進します。

*侵略的外来種を含む特定外来生物等については、定着・拡大を防ぐため、生息状況等の情報把握に努めるとともに、計画的な防除に努めます。

ク 環境負荷の小さい土地利用の推進

地域における「ゼロカーボン北海道」の実現のため、地域共生型の太陽光、風力、バイオマス、雪氷等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など、環境負荷の小さい土地利用を図ります。また、地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や森林資源の循環利用に向けた取組を進めます。

ケ 生活環境の保全等

道民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。

住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。特に、*閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業所排水等の*点源負荷及び市街地、農地等からの*面源負荷の削減対策や適正な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

コ 水資源の保全

本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民等の関心が高まっていることから、土地所有の実態や利用目的を的確に把握するなどして、本道の貴重な財産である水資源の保全に取り組むとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保に努めます。

サ 3Rの推進等

環境負荷の少ない持続可能な*循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、再生利用（Recycle:リサイクル）を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うため

の広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

シ 公共事業における環境への配慮等

良好な環境を保全するため、事業の特性を踏まえた位置・規模等の検討段階での環境的側面の検討や事業の実施段階における環境影響評価の実施等、環境に配慮した適正な土地利用を図ります。

ス 美しい山河、海岸の保全・再生等

海岸の保全を図るため、安全・環境・景観などに配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸の保全・再生を図ります。

土砂採取にあたっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。

セ まちなみ景観の保全等

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、地域の状況を踏まえ、歴史的風土の保存を図るための取組を進めます。

(5) 持続可能な国土管理

ア 都市機能等の集約化

地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等や居住を都市中心部や生活拠点等へ誘導するなど、都市の集約化を推進します。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりの推進に併せ、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築するとともに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進します。

イ 優良農地の確保等

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、国土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進します。また、農業の担い手の負担軽減のため、農業者はもとより地域住民などの参画も得ながら、地域共同による農地や水路等の適切な保全管理など、地域の共同活動を支援します。

利用度の低い農地については、地域の協議に基づく地域計画の実現に向け

た担い手への集積・集約化など、農地の有効活用を図るために必要な取組を推進します。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、林業を含めた複合経営のほか、*6次産業化、農泊、ジビエ利活用、*農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進します。

ウ 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮

鳥獣被害対策、*路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林については、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図る等、森林資源の適切な利用・管理を進めます。

エ 健全な水循環の維持又は回復

関係者の連携による流域の管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動による洪水等の水災害リスクへの対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

(6) 多様な主体による国土利用・管理の推進

国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や道、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、さまざまな方法により国土の適切な管理に取り組みます。

(7) 国土に関する調査の推進

国土の状況を科学的かつ総合的に把握するため、国土情報整備調査、*国土調査、*法人土地・建物基本調査及び*自然環境保全基礎調査等、国土に関する基礎的な調査結果の活用を図ります。中でも、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化、さらには、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に大きく貢献し、極めて重要であることから、*国土調査事業十箇年計画に基づき、国や道の支援を受け市町村が実施する*地籍調査の着実な推進に努めます。

都市や山村では、世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、都市や山村における効率的な地籍調査を実施します。加えて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の被災想定地域における地籍整備に取り組みます。

希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理の促進において重要な情報であるため、さまざまな主体による調査結果を収集することなどにより、分布情報等の整理を図ります。

(8) 北方領土対策の推進

日本固有の領土である北方領土は、現在もロシアに不法占拠されており、北方領土問題は今も未解決のままとなっています。ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉の今後を見通すことは困難ですが、北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の高齢化が進んでいることから、北方領土の一日も早い返還に向け、返還要求運動や北方領土問題解決のための環境整備等を進めるとともに、返還が実現された場合には、地域の特性等を踏まえた土地利用を図ることとします。

(9) 計画の推進

本計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用・管理をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的に達するよう効果的な施策を講じます。

4 土地利用の原則及び調整

国土における土地利用にあたっては、1から3に定めた内容に沿って進めるとともに、土地利用基本計画図により地域設定した五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域）ごとに、設定の趣旨並びに次に掲げる土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針に即して適正に行わなければなりません。

なお、五地域のいずれにも属さない地域（白地地域）においては、当該地域の現況及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

(1) 五地域区分の設定

国土利用計画に基づく五地域区分の設定の基準及び五地域区分の細区分については、次表のとおりです。

国土利用計画に基づく五地域区分

五 地 域 (国土利用計画法第9条)	細 区 分	定 義
都市地域 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域		都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている地域（予定を含む）
	市街化区域	同法第7条第2項の規定による区域
	市街化調整区域	同法第7条第3項の規定による区域
	用途地域	同法第8条第1項に規定する地域
農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域		農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている地域（予定を含む）
	農用地区域	同法第8条第2項第1号の規定による区域
森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域		森林法第2条第3項の規定による国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている地域（予定を含む）
	国有林	森林法第2条第3項の規定による区域
	地域森林計画対象民有林	同法第5条第1項の規定による森林計画区に係る民有林の区域
	保安林	同法第25条第1項の規定による指定区域
自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの		自然公園法第2条第1号の自然公園（国立公園、国定公園、道立自然公園）に指定されている地域（予定を含む）
	特別地域	同法第20条第1項及び第73条第1項の規定による指定区域
	特別保護地区	同法第21条第1項の規定による指定区域
	海域公園地区	同法第22条第1項の海域公園地区
自然保全地域 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの		自然環境保全法に基づき指定されている次の地域（予定を含む）
	原生自然環境保全地域	同法第14条第1項の規定による地域
	特別地区	同法第25条第1項及び第46条第1項の規定における区域
	海域特別地区	同法第27条第1項の規定による地域

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY：Land Use Control back-up sYstem）において説明されている「五地域」（<https://lucky.tochi.mlit.go.jp/pdf/5chiki.pdf>）に総合政策部が加筆した。

（２）土地利用の原則

ア 都市地域

一体の都市として総合的に開発、整備、保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、低未利用土地や空き家等の有効活用、良好な都市環境の確保、形成及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備することを基本とします。

(ア) 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、上下水道やその他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図るものとします。

(イ) 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、特定の場合を除き都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

(ウ) 区域区分が定められていない都市計画区域

用途地域内の土地利用においては、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域を定めていない地域においては農林漁業との健全な調和を図りつつ、緑地保全地域などの指定により、保全すべき区域を明確にし、市街地のいたずらな拡大は抑制することを基本とします。

特に、線引き都市計画区域（都市計画法第 7 条第 1 項の区域区分を定めた都市計画区域）の市街化調整区域の外側に非線引き都市計画区域（都市計画法第 7 条第 1 項の区域区分を定めない都市計画区域）が連続して広がっている場合、両区域間の土地利用規制の均衡化にも配慮した良好な都市環境の創出や集団的な優良農地の保全等を図ります。このため、非線引き都市計画区域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）における都市的な開発については、特定用途制限地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 2 の特定用途制限地域）の指定等を的確に行うことにより、農業振興地域の整備に関する法律による規制と相まった効果的な規制・誘導を図ることとします。

(エ) 市街化区域内農地

良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

イ 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、農業振興地域施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則認めない区域である農用地区域において、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制などにより、農用地の保全・確保を図ります。

(ア) 農用地区域内

農業生産の基盤として確保されるべき土地であることなどから、土地改良等の農業生産基盤の整備等の農業振興施策を計画的かつ集中的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 農業地域内の農地等（農用地区域を除く）

農地転用は、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了したもののみ行うことができるものとします。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画のない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとします。

(ウ) 優良農地内の幹線道路沿道

集団的な優良農地内を通る幹線道路沿道においては、営農環境へ支障を及ぼすおそれのある農用地区域の除外は適当でないものとします。なお、非線引き都市計画区域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）において農用地区域から除外された土地の区域については、土地利用の適切性を確保するため、特定用途制限地域等の適用を検討するものとします。

(エ) 農地の集積・集約化に支障を生じさせる農用地区域の除外の制限

集団的な優良農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集積・集約化へ支障を生じさせる農用地区域の除外は抑制します。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮します。なお、非線引き都市計画区域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）において、農用地区域から除外された土地の区域については、土地利用の適切性を確保するため、特定用途制限地域等の適用を検討するものとします。

ウ 森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産機能や、公益的機能（水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全）を通じて道民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、これら森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。

(ア) 保安林

山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持推進を図るべきものであることなどから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 保安林以外の森林地域

森林の有する多面的機能の維持推進を図り、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法が特定されている森林、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林資源の確保と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等により、森林のもつ公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するものとします。

エ 自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その保護と利用を通じて道民の保健、休養及び自然保護意識の啓発に資するとともに生物多様性の確保に寄与するものであることなどから、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けるものとします。

(ア) 特別地域

①その風致の維持を図るべき地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な第1種特別地域、②特に農林漁業活動にあたり、つとめて調整を図ることが必要な第2種特別地域、③特に通常の農林活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない第3種特別地域と区分されていることから、それぞれの区分の趣旨を踏まえ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。

特別保護地区については、その指定の趣旨に基づき、景観の厳正な維持を図るものとします。

(イ) その他の自然公園地域

都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他の自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

オ 自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることなどから、広くその恵沢を享受するとともに、将来の道民に自然環境を継承することができるよう、生物多様性の確保など適正な保全を図るものとします。

(ア) 原生自然環境保全地域

その区域における自然環境が人間の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持するよう、自然の推移にゆだねるものとします。

(イ) 特別地区

その指定の趣旨に基づき、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。

(ウ) その他の自然保全地域

原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

(3) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域）のうち、重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(3)に掲げる「地域類型別及び連携地域別の国土利用の基本方向」に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

ア 都市地域と農業地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）

以外の都市地域と農用地区域とが重複

農用地としての利用を優先し、農用地区域の除外は抑制するものとします。なお、非線引き都市計画区域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）において農用地区域から除外された土地の区域については、土地利用の適切性を確保するため、特定用途制限地域等の適用を検討するものとします。

(イ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複

農業上の利用を優先するものとしますが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとします。

イ 都市地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複

保安林としての利用を優先するものとします。

(イ) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複

原則として、都市的な利用を優先しますが、積極的に緑地としての森林の保全及び整備に努めるものとします。

(ウ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図るものとします。

(イ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

(ウ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複

両地域が両立するよう調整を図るものとします。

エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複

自然環境の保全を優先するものとします。

(イ) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複

両地域が両立するよう調整を図るものとします。

オ 農業地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と保安林の区域とが重複

保安林としての利用を優先するものとします。

(イ) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複

原則として、農用地としての利用を優先することとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。

(ウ) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複

森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と特別地域とが重複

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

(イ) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複

両地域が両立するよう調整を図るものとします。

キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

(ア) 農業地域と特別地区とが重複

自然環境の保全を優先するものとします。

(イ) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複
両地域が両立するよう調整を図るものとします。

ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図るものとします。

ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図るものとします。

(4) 水資源保全地域の土地利用

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号）に基づく水資源保全地域においては、水資源が本道の貴重な財産であることから、その保全と水源周辺における適正な土地利用を図るものとし、水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障をきたすおそれのある土地利用は、極力避けるものとします。また、周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うものとします。

5 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮します。

計画名	事業目的	規模 (ha)	位置	計画 主体	事業主体	備考
苫小牧東部開発 新計画	複合開発 (産業研究開発及び居住・生活機能等)	10,700	苫小牧市 安平町 厚真町	国	株式会社苫東 など	
石狩湾新港 地域開発基本計画	流通港湾開発	3,022	石狩市 小樽市	国	石狩開発株式会社 など	

出典：土地利用基本計画等の運用調査（国土交通省実施）回答から抜粋掲載

(参考1) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都市地域	646,590	8.2
	農業地域	2,903,911	37.0
	森林地域	5,693,188	72.6
	自然公園地域	1,025,625	13.1
	自然保全地域	9,662	0.1
計		10,278,976	131.0
白地地域		62,395	0.8
合 計		10,341,371	131.8
北方領土		(500,305)	—
国土面積 (北方領土面積を差し引いた面積)		8,342,223 (7,841,918)	—

- 注：1 五地域等の面積は、総合政策部調べ（令和6年3月31日現在）による。
 2 国土面積は、国土地理院調べ（令和6年1月1日現在）による。
 3 地域等の割合は、国土面積から北方領土面積を差し引いた面積を基礎としている。

(2) 五地域の細区分の面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
都 市 地 域		
市街化区域	98,967	令和6年3月31日現在
市街化調整区域	311,613	〃
その他の都市計画区域における用途地域	38,701	〃
農 業 地 域		
農用地区域	1,202,265	令和元年12月31日現在
森 林 地 域		
国有林	3,066,129	令和5年4月1日現在
地域森林計画対象民有林	2,471,079	〃
保安林	3,780,857	令和5年3月31日現在
自 然 公 園 地 域		
特別地域	660,479	令和6年6月25日現在
特別保護地区	166,978	〃
自 然 保 全 地 域		
原生自然環境保全地域	2,930	令和5年4月14日現在
特別地区	3,707	〃

注：面積は、個別規制法担当部局の資料による。

都 市 地 域：北海道の都市計画、令和5年度都市計画決定図書（建設部まちづくり局）

農 業 地 域：北海道農業振興地域整備基本方針（農政部農業経営局）

森 林 地 域：令和4年度北海道林業統計（水産林務部林務局）

自然公園地域：公園計画書（環境生活部自然環境局）

自然保全地域：保全地域等面積（令和5年4月14日現在）（環境生活部自然環境局）

(参考2) 水資源保全地域の指定状況等

(1) 水資源保全地域指定の推移

(年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計
指定(所在)市町村	41	13	4	0	1	0	1	2	1	1	0	2	66
指定保全地域数	115	37	16	1	6	1	1	2	2	2	1	3	187

注 1 指定市町村数・保全地域数は、いずれも新規に指定されたものを計上。
 2 令和4年4月1日付けで指定解除(1市1地域)があるため、(2)の表とは指定地域数が一致しない。

(2) 水資源保全地域の指定

(令和6年4月1日現在)

振興局	所在市町	保全地域数	保全地域面積(ha)	水資源保全地域の所在市町村及び保全地域
空知	2市2町	3	2,000	芦別市(1), 歌志内市(1), 上砂川町(1), 沼田町(1)
石狩	2市1町	8	22,507	千歳市(1), 石狩市(6), 当別町(1)
後志	1市9町5村	51	21,576	小樽市(2), 島牧村(1), 黒松内町(17), 蘭越町(1), ニセコ町(12), 真狩村(2), 留寿都村(3), 喜茂別町(3), 京極町(1), 倶知安町(4), 共和町(4), 岩内町(1), 泊村(1), 余市町(1), 赤井川村(1)
胆振	2市4町	21	9,764	登別市(2), 伊達市(6), 壮瞥町(1), 厚真町(1), 洞爺湖町(1), むかわ町(11)
渡島	2市4町	25	26,218	函館市(13), 北斗市(6), 知内町(2), 七飯町(3), 鹿部町(1), 森町(2)
檜山	1町	1	299	今金町(1)
上川	3市6町1村	24	7,403	旭川市(4), 士別市(1), 名寄市(1), 美瑛町(1), 上富良野町(4), 中富良野町(2), 占冠村(4), 和寒町(4), 下川町(2), 美深町(2)
留萌	1町	2	9,763	増毛町(2)
宗谷	1市1町	4	5,315	稚内市(1), 枝幸町(3)
オホーツク	1市3町	5	1,588	網走市(1), 斜里町(1), 置戸町(1), 大空町(2)
十勝	1市5町	14	3,437	帯広市(2), 鹿追町(1), 新得町(5), 清水町(1), 大樹町(2), 広尾町(3)
釧路	1市4町1村	27	19,826	釧路市(1), 厚岸町(7), 浜中町(1), 標茶町(8), 弟子屈町(5), 鶴居村(10)
根室	2町	2	703	別海町(1), 標津町(1)
13振興局	66市町村	186	130,398	

注: 1 所在市町村は、水資源保全地域が行政区域内に所在する市町村。
 2 地域指定の件数及び面積は、総合政策部調べ(令和6年4月1日現在)による。
 3 振興局毎の保全地域数と市町村毎の地域数(括弧書き)の合計は、複数市町村にまたがる地域もあるため、一致しないことがある。

用語解説

本文中で「※○○○」と表示された用語の解説。用語の後ろにある数字は、当該用語が記載されているページ番号。

ア行

空き家バンク 9, 10

地方公共団体等が所有者などから空き家情報の提供を受け、インターネットを活用して情報発信する仕組み。

アドベンチャートラベル 13, 19, 28

一般的に「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3要素のうち、2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義される。

より本質的な理解としては、「アクティビティを通じて自然や文化という美しいものに触れあうことで、旅行者が内面から変わっていく」ような旅行形態を指す。

意匠 9

物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの。

一般道路 16, 20 (表) , 21

本計画において、道路法第3条に定める道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）をいう。

栄養塩類 16, 28

生物の栄養として必要な塩類のこと。対象となる生物により内容は異なるが、窒素、リン、けい素及び微量元素類等をさす。海水・陸水中に含まれ、植物プランクトンや海藻の栄養となる。

エコツーリズム 28

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

沿岸域 19

海岸線を挟み、相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。

オープンスペース 10, 16, 18

主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

温室効果ガス 5

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果を持つ二酸化炭素、メタンなどの気体。人間活動による温室効果ガスの排出量増加により地球温暖化が進行しているといわれる。

カ行

開発圧力 5

人口の増加や都市機能の拡大など開発行為が行われる要因。

カーボン・オフセット 16

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

環境負荷 10, 28

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

関係人口 8, 9, 12, 13, 14

移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々。

官民連携 6, 9

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、さまざまな方式がある。

気候変動 2, 4, 5, 7, 27, 30

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

希少(な)野生生物 12, 16, 27

絶滅のおそれのある野生生物。

強靱化 5, 13, 17

自然災害などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

共同溝 17, 24

道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、電線やガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

グリーンインフラ 8, 12, 16, 25, 27

土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。例えば、道路や屋上の緑化は、雨水浸透・貯留機能や水質浄化機能、生物多様保全機能などを有する。

研究開発インフラ 17, 25

大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的にとらえた基盤。

建蔽率（けんぺいりつ） 9

敷地面積に対する建築面積の割合。

原野等 7, 16, 20（表）, 21, 23（表）

本計画では、原野（「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から林野庁所管の国有林を除いたもの）と農地法第2条第1項に定める採草放牧地をあわせたものをいう。

公共・公益施設 17, 24

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。

交通安全施設 26

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設。歩道や自転車道のほか、信号機、道路標識、区画線（ライン）、立体横断施設（横断歩道橋等）、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）等が含まれる。

高度情報通信インフラ 17, 25

光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラや、これらの上に展開し、事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源など。

荒廃農地 4, 7, 11, 15, 18, 21

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

国土情報整備調査 30

国土に関する基礎的な情報を、数値情報、画像情報、文書情報として総合的かつ体系的に整備するもの。

国土調査 30

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査であり、地籍調査、土地分類調査、水調査、これらの調査の基礎とするための調査がある。

国土調査事業十箇年計画 30

国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業として位置付け、その実施の促進を図るもの。

国土保全施設 26

治山施設、治水施設、砂防設備、海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、下水道施設等。

国立社会保障・人口問題研究所 3, 4 (表), 19

厚生労働省に属する国立の研究機関で平成 8 年 (1996 年) に設立。

人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

個別規制法 1, 11, 40 (表)

本計画では都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等をいう。

サ行

災害ハザードエリア 7, 10

次の区域のことを指す。

1 災害レッドゾーン

災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別計画区域

2 災害イエローゾーン

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波災害警戒区域、津波浸水想定 (区域)

再生可能エネルギー 5, 13

太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギー源を利用して得られるエネルギー。

栽培漁業 14

一般的には、卵～稚魚までの最も弱い時期を人為的に生産・育成して天然水域へ放流し、適切な管理を行い、成長した魚をとる漁業。道では、稚魚までの育成で共通する技術を利用する養殖業を加え、広義で「栽培漁業」としている。

里地里山 6, 8, 12

都市域と原始的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域。

産学官金 13

産業界 (民間企業)、学校 (教育・研究機関)、官公庁 (国・地方公共団体)、金融機関の四者。

産業・物流インフラ 17, 25

産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等。

ジオパーク 13

「ジオ (大地)」、「パーク (公園)」を組み合わせた言葉。貴重な価値を持つ地形や地質を保全し、教育やツーリズムに活用するもの。

道内には、6 か所の認定地域と、認定を目指す 1 地域がある。(2024年 3 月現在)

ジビエ 12, 30

狩猟によって、捕獲された野生鳥獣の食肉。

自然環境保全基礎調査 30

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づいて実施する地形、地質、植生及び野生動物等に関する基礎的な調査。

視点場 9

風景や対象物をよく眺めることができる場所。ビューポイント。

主伐（しゅばつ） 15

利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

住宅ストック 17, 24

既存の建物で売りに出されている住宅。中古物件のこと。

日本では住宅の使用期間は約 30 年と言われ、諸外国に比べて大変寿命が短い状況が続いていることや、新築住宅に人気があり、中古住宅が空き家となる一因となっている。人口が減少していることもあり、現在では総住宅数が総世帯数を上回っている状況。

循環型社会 28

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。

条件不利地域 15

過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯。

上質なツーリズム 27

国立公園等における上質なツーリズムとは、地域の優れた自然環境を守りつつ、それを基盤としてその土地の暮らし・歴史・文化を含む地域ならではの価値に基づく感動や学びの体験を提供することで、来訪者の満足度向上、地域社会の価値向上及び自然環境の保全に寄与する観光のあり方を指す。

所有者不明土地（所有者の所在の把握が難しい土地） 4, 6, 9, 10, 24

不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地。

白地地域（しろじちいき） 11, 31, 39（表）

本計画では、五地域のいずれにも属さない地域をさす。

侵略的外来種 28

外来種のうち、地域の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。

森林経営管理制度 7, 15

森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。市町村は、林業経営に適した森林については林業経営者に経営を再委託するほか、経営に適さない森林については市町村自ら管理を行う。

森林吸収源対策 15

地球温暖化防止対策の一つであり、森林整備等により二酸化炭素の吸収量を確保するための対策。

森林資源の循環利用 15, 16, 28

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循環的に行うこと。

森林施業 12

森林を維持・造成するための伐採、造林、保育など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

森林の公益的機能 16

森林の有する多面的機能のうち、林産物の供給を除く機能のこと。

森林の有する多面的機能 26, 30, 34, 35

国土の保全、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能。

水源（の）涵養（すいげん（の）かんよう） 4, 5, 7, 8, 11, 15, 34, 35

水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった機能からなり、雨水の川への流出量を平準化したり、おいしい水を作り出すといった森林の働き。

スマート農業 14, 15

先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業。

生活関連施設 17

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設。

脆弱性 4, 5

もろくて弱い性質・性格。例えば、「自然災害に対する脆弱性」とは、自然災害が発生した際、早期に回復できないような致命的なダメージの受けやすさをいう。

生態系 2, 5, 6, 7, 8, 11, 16, 19, 26, 27, 30

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。

生態系サービス 5

生物多様性によりもたらされる自然の恵み。基盤サービス（大気や水、栄養の循環）、供給サービス（食料や原材料等の生産）、文化的サービス（風土・文化・芸術の源泉、レクリエーション資源）、調整サービス（気候の安定、洪水の調整、土地の保全）に分類される。

生態系ネットワーク 8, 12, 16, 27

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組である。ネットワークには地理的に連続している場合のほか、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれる。

生物多様性 5, 6, 8, 12, 15, 19, 27, 34, 35

多様な生き物の豊かな個性とつながり。

生物多様性条約では、全ての生物の間に違いがあることと定義され、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされている。

世界自然遺産 2, 11, 14

生態系や生物多様性などについて、「顕著な普遍的価値（人類全体にとって特に重要な価値）」を有し、将来にわたり保全すべき遺産として世界遺産委員会が認め、世界遺産一覧表に記載された地域。

道内では、2005年に「知床」が世界自然遺産に登録された。

ゼロカーボン北海道 5, 7, 8, 14, 15, 16, 28

道内のCO₂をはじめとする温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける脱炭素社会。道では、2050年までの実現を目指している。

夕行

脱炭素化 5, 13

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量が均衡すること。

地域おこし協力隊 13

地方自治体が、都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化につなげる制度。

地域共生型（再エネの導入） 8, 28

ここでは、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域の脱炭素化のための取組を一体的に行うこと。

地域循環共生圏 9

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限発揮されることを目指す考え方。

地籍整備 5, 30

土地の境界や面積、所有者、地番、地目などの土地の基礎的情報（地籍）を明確にすること。

地籍調査 30

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

中核都市 10

「北海道総合計画」において、一定の人口規模以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で拠点性の高い札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市を「中核都市」と位置付けしており、本計画でも同様とする。

中山間（ちゅうさんかん）地域 15

農林統計上用いられている農業地域類型区分のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。

地球温暖化 2, 4, 5, 8, 15, 19, 30

人の活動に伴って発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。

眺望景観 9

特定の視点場から眺めることができる景観。

低未利用土地 4, 6, 8, 10, 17, 18, 22, 24, 25, 32

土地利用がなされていない土地又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。

データセンター 18

サーバを仕切って複数の利用者に貸し出す、あるいは顧客のサーバを預かるなどして、各種インターネットサービスの提供やデータの保存、計算処理などを行う施設。

データプラットフォーム 9

膨大なデータを蓄積、加工、分析することを一貫してできるようにする、データ活用の基盤。

デジタル化 14, 17, 18

アナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。

デジタルトランスフォーメーション（DX） 18

将来の成長、競争力強化のために、デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

デジタルデータ・リモートセンシング 9

リモートセンシングとは、「物を触らずに調べる」技術のことで、これらにデジタルデータを活用すること。デジタルの活用事例として、リモートセンシング画像がフィルムからデジタルデータになる、などがある。

点源負荷 28

生活排水や工場、事業場などからの排水、畜産排水など、特定の汚染源からの汚濁負荷。

特定分野別計画 1

「北海道総合計画」が示す基本的な方向に沿って、保健・医療・福祉、環境、経済・産業、エネルギー、教育など分野ごとの具体的な政策を推進する計画。

都市化 10

人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。

都市構造 11, 18

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造。

都市農地 12

市街化区域内にある農地等。

(生産緑地法第3条第1項に規定する生産緑地地区の区域内の農地)

土地利用関連法 24

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など。

ナ行

二次的自然 12, 27

農林業的土地利用が行われている地域の自然のように、人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 4, 30

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震。

ネイチャーポジティブ 5

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興。

2022年12月に採択された新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においてもその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとされる。

熱環境改善 16

緑地・水面等を効率的に配置及び人工排熱を低減することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。

農業・農村の有する多面的機能 15

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他農産物の供給機能以外のさまざまな役割。

農村RMO (RMO: Region Management Organization:農村型地域運営組織) 11

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農山漁村発イノベーション 30

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組のこと。

農地中間管理機構 15, 29

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県ごとに整備された公的な農地の中間的受け皿となる組織。農地の出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けを行う農地中間管理事業や、農地を買い入れ、一定期間、担い手に貸し付けた後、売渡しを行う農地売買等事業を行う。

農泊 30

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。なお、「農泊」は農林水産省の登録商標であり、地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要とされている。

農福連携 30

農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組のこと。

ハ行

バイオマス 8, 11, 13, 15, 28

家畜ふん尿、食品廃棄物、稲わら、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

ハザードマップ 26

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に表示したもの。防災マップなどとも呼ばれており、対象とする災害に応じて作成されている。

バックアップ機能 5

首都圏等の被災に備えたリスク分散の受け皿や食料・エネルギーの安定供給、被災地への緊急支援など、北海道の強みを活かした役割。

半導体関連産業 18

半導体を開発・設計、生産（製造）・検証、流通（営業）させるためのさまざまな事業。

ビオトープ 17

生物の生息・生育空間を意味するドイツ語からきた生物学用語。人工的な環境の中に生物を呼び戻すよう工夫された河川護岸や池などは、特定の生物群集が生存できる環境条件を備えた空間として、しばしばビオトープと呼ばれる。

干潟 12, 19

干潮時に干上がり、満潮時には海面下に没する潮間帯において砂質または砂泥質の浅場がひろがっている場所。河川や沿岸流によって運ばれてきた土砂が、海岸や河口部などに堆積し形成される。

風景地 11, 27, 32 (表), 35

優れた自然景観をもつ地域。

不在村（ふざいそん） 24

土地所有者が所有している土地の所在地とは異なる市町村に居住している状態。

ブルーカーボン 19

沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素。主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や干潟等の塩性湿地、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

閉鎖性水域 28

湖沼や内湾など地形等により水の交換が行われにくい水域。汚濁物質の蓄積により水質汚濁が進みやすく、また、容易に回復できない特徴がある。

法人土地・建物基本調査 30

統計法に基づく調査であり、法人が所有する土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにし、土地の有効利用を的確に進める上で必要となる基礎的な統計データを収集・整備する調査。

マ行

まちなみ 8, 9, 29

地形や自然環境、建築物、道路など。

水資源の保全 6, 9, 28, 38

生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全すること。

水資源保全地域 38, 41 (表)

平成 24 年に制定された北海道水資源保全条例に基づき、市町村長から提案のあった区域を水資源保全地域に指定し、水資源の保全と適正な土地利用の確保を図ろうとするもの。

水循環 4, 5

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。

※健全な水循環 7, 8, 12, 16, 28, 30

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

面源負荷 28

汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森林などからの汚濁負荷。

面的防護方式 26

波の力を、人工リーフや緩傾斜堤防などの複数の施設によって分散させて受け止める方式。海岸に直立堤をつくる「線的防護方式」では、砂浜が侵食されて波が高くなるに従って、堤も高くしなければならず、砂浜の侵食に比例して巨大な施設が必要であったが、面的防護方式では砂浜の侵食対策も含めた海岸保全の方法となっている。

木質バイオマス 13, 15

バイオマス（別記）のうち、木材に由来するもの。樹木の伐採や造材時に発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

藻場 19

沿岸域の海草または海藻が繁茂した場所。水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能、生物多様性を維持する機能、水産生物の産卵場、幼稚仔魚等の生息場、他の藻類の付着基質として重要な生態学的機能を有する。

ヤ行

野生鳥獣 12, 15, 28

飼養動物でないもの。所有者、占有者が明確になっていないもの。

優良農地 7, 9, 15, 29, 33, 34

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

容積率 9

敷地面積に対する延床面積（床面積の合計）の割合。→（参考）建蔽率

予防保全 16

施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

ラ行

リモートセンシング 9

人工衛星や航空機等に搭載されたさまざまなセンサを使って、離れた場所から対象物を計測、観測すること。

流域 7, 16, 26, 27, 28, 30

ここでいう「流域」とは、河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じ、地下水が涵養・浸透・流下・滞留する地域、水を利用する地域、陸域からの影響が及ぶ沿岸地域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体をいう。

流域治水 7

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

流域の総合的かつ一体的な管理 7

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、さまざまな取組を通じて、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

連携地域 10, 12, 13, 14, 23 (表), 36

一定の人口規模以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で拠点性の高い札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市を「中核都市」と位置付け、これらを拠点とする6つのエリア。「北海道総合計画」の中で位置付けている。

ローカルSDGs 9

「地域循環共生圏」は、SDGsの目標を地域の経済の仕組みとして回すことを目的とした構想。エネルギーや食を地産地消しながら、地域の中で資源が循環する「自立・分散型」の社会をつくり、地域同士が互いに資源を補完しながら支え合う、という考え方。

路網 30

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に、林道（幹線・支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成される。

英数字

30by30 目標（サーティ・バイ・サーティ目標） 5, 11

2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

6次産業化 30

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

DX (Digital Transformation) (デジタルトランスフォーメーション) 9, 18

→ デジタルトランスフォーメーション参照

Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) 8, 12, 16, 25, 27

自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。

J-クレジット 16

国が運営するJ-クレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量。

N b S (Nature – based Solutions) 8

社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。

O E C M (Other Effective area based Conservation Measures) 8,12

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

S D G s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) 2,6,8,9

2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲット（ゴール達成のための具体的な目標）で構成されている。

(仮称)北海道国土利用計画・土地利用基本計画
—第6次— 素案

令和 年 月

発行：北海道総合政策部計画局土地水対策課
札幌市中央区北3条西6丁目

(011)231-4111 内線 23-742

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/93314.html>

